

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【届出者の氏名又は名称】	FCホールディングス合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル10階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル10階
【電話番号】	03-3556-6740
【事務連絡者氏名】	倉山 竜二
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	FCホールディングス合同会社 (東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル10階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、FCホールディングス合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、富士通コンポーネント株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。
- (注11) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年7月27日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものといたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

③ 臨時報告書

6 その他

II 公開買付届出書の添付書類

平成30年7月27日付公開買付開始公告

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 対象者における第三者委員会の設置及び意見の入手

(訂正前)

<前略>

(iii)本取引の取引条件(諮問事項3)

<中略>

- ・本公開買付け後の2段階目については、株式併合を用いたスキームであり、株式買取請求権及び価格決定請求権が確保されており、少数株主の保護に欠ける点はなく、本公開買付けに応募しなかった少数株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である。

以上に述べた事情により、これらの価格の正当性は担保されている。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(iii)本取引の取引条件(諮問事項3)

<中略>

- ・本公開買付け後の2段階目については、株式併合を用いたスキームであり、株式買取請求権及び価格決定請求権が確保されており、少数株主の保護に欠ける点はなく、本公開買付けに応募しなかった少数株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である。

以上に述べた事情により、これらの価格の妥当性は担保されている。

<後略>

6 【株券等の取得に関する許可等】

- (2) 【根拠法令】

(訂正前)

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、平成30年7月25日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者普通株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回等することがあります。

(訂正後)

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、平成30年7月25日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者普通株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、平成30年8月7日より公開買付者による対象者普通株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成30年8月6日

許可等の番号 JD第135号

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

③ 【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を平成30年7月31日に関東財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

<前略>

(2) 「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」

対象者は、平成30年7月26日付で、「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

a) 平成31年3月期第2四半期累計期間の業績予想数値の修正(平成30年4月1日～平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	1株当たり 四半期純利益 (円 銭)
前回発表予想(A)	24,100	50	△50	△130	△8.89
今回修正予想(B)	24,100	50	△50	△30	△2.05
増減額(B－A)	—	—	—	100	—
増減率(%)	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成30年3月期第2四半期)	24,303	320	450	295	20.23

b) 平成31年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益 (円 銭)
前回発表予想(A)	49,600	650	500	350	23.92
今回修正予想(B)	49,600	650	500	450	30.76
増減額(B－A)	—	—	—	100	—
増減率(%)	—	—	—	28.6	—
(ご参考) 前期実績 (平成30年3月期)	49,420	628	514	200	13.71

(訂正後)

<前略>

(2) 「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」

対象者は、平成30年7月26日付で、「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

a) 平成31年3月期第2四半期累計期間の業績予想数値の修正(平成30年4月1日～平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	1株当たり 四半期純利益 (円 銭)
前回発表予想(A)	24,100	50	△50	△130	△8.89
今回修正予想(B)	24,100	50	△50	△30	△2.05
増減額(B－A)	—	—	—	100	—
増減率(%)	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成30年3月期第2四半期)	24,303	320	450	295	20.23

b) 平成31年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益 (円 銭)
前回発表予想(A)	49,600	650	500	350	23.92
今回修正予想(B)	49,600	650	500	450	30.76
増減額(B－A)	—	—	—	100	—
増減率(%)	—	—	—	28.6	—
(ご参考) 前期実績 (平成30年3月期)	49,420	628	514	200	13.71

(3) 「代表取締役の異動に関するお知らせ」

対象者は、平成30年7月31日付で、「代表取締役の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者の現代表取締役社長の近藤博昭氏から、代表取締役社長の辞任の申し出があり、同日開催の取締役会において、代表取締役を異動することについて決議したとのことです。これに伴い、現代表取締役会長である石坂宏一氏を社長兼任とするものととのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

II 公開買付届出書の添付書類

平成30年7月27日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

<前略>

類似上場会社比較法においては、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業として、ヒロセ電機株式会社、イリソ電子工業株式会社、第一精工株式会社、SMK株式会社及び本田通信工業株式会社を選定した上で、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を行い、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を125円から358円までと算定しているとのことです。なお、企業価値に対するEBITDAの倍率は5.4～6.5倍となっているとのことです。

DCF法では、対象者がSMBC日興証券に提供した平成30年7月25日時点における対象者の平成31年3月期から平成33年3月期までの事業計画、及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を368円から789円までと算定しているとのことです。なお、割引率については、WACCを使用し、7.01%～9.01%を採用したとのことです。継続企業価値の算定に当たってはExitマルチプル法を採用し、企業価値に対するEBITDAの倍率を5.5～6.5倍としているとのことです。SMBC日興証券が用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、既存ビジネスにおける非注力、撤退分野を明確にし、注力領域にリソースをシフトすることにより、ヒューマンインターフェース事業における増収及び事業ポートフォリオの入れ替えによる収益性の改善を見込み、平成32年3月期においては、連結売上高54,666百万円(対前期比10.2%増)、営業利益1,901百万円(対前期比195.9%増)、平成33年3月期においては、連結売上高58,807百万円(対前期比7.6%増)、営業利益2,731百万円(対前期比43.7%増)と各前期比で、大幅な営業増益を見込んでいるとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。DCF法で算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

類似上場会社比較法においては、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業として、ヒロセ電機株式会社、イリソ電子工業株式会社、第一精工株式会社、SMK株式会社及び本多通信工業株式会社を選定した上で、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を行い、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を125円から358円までと算定しているとのことです。なお、企業価値に対するEBITDAの倍率は5.4～6.5倍となっているとのことです。

DCF法では、対象者がSMB C日興証券に提供した平成30年7月25日時点における対象者の平成31年3月期から平成33年3月期までの事業計画、及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を368円から789円までと算定しているとのことです。なお、割引率については、WACCを使用し、7.01%～9.01%を採用したとのことです。継続企業価値の算定に当たってはExitマルチプル法を採用し、企業価値に対するEBITDAの倍率を5.4～6.5倍としているとのことです。SMB C日興証券が用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、既存ビジネスにおける非注力、撤退分野を明確にし、注力領域にリソースをシフトすることにより、ヒューマンインターフェース事業における増収及び事業ポートフォリオの入れ替えによる収益性の改善を見込み、平成32年3月期においては、連結売上高54,666百万円(対前期比10.2%増)、営業利益1,901百万円(対前期比195.9%増)、平成33年3月期においては、連結売上高58,807百万円(対前期比7.6%増)、営業利益2,731百万円(対前期比43.7%増)と各前期比で、大幅な営業増益を見込んでいるとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。DCF法で算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。

<後略>

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

② 本株主間契約

(訂正前)

公開買付者は及びロングリーチグループファンド、平成30年7月26日付で、富士通との間で本株主間契約を締結し、本取引後の対象者の事業運営及び対象者が発行する株式の取扱い等について合意しております。

(訂正後)

公開買付者及びロングリーチグループファンドは、平成30年7月26日付で、富士通との間で本株主間契約を締結し、本取引後の対象者の事業運営及び対象者が発行する株式の取扱い等について合意しております。